

狭小住戸集合住宅税 これまでの経緯

～ 豊島区法定外税検討会議報告書提出以降の展開 ～

1. 条例施行までの経緯

平成15年

12月9日 平成15年第4回区議会定例会において条例可決

12月10日 条例公布

12月19日 総務大臣宛、同意を求める協議書を提出

平成16年

3月30日 総務大臣の同意書を得る

5月19日 施行規則公布

6月1日 条例施行

2. 20年度税制度調査検討会議開催以降

平成20年

5月23日 第1回開催

7月23日 第2回開催

9月10日 第3回開催

10月31日 第4回開催

11月10日 報告書答申

平成21年

6月26日 平成21年第2回区議会定例会において条例一部改正可決

※狭小住戸の定義を29㎡→30㎡に一部改正

9月4日 総務大臣宛、同意を求める協議書を提出

11月11日 総務大臣の同意書を得る

12月5日 条例の一部改正にかかる施行期日を定める規則公布

平成22年

4月1日 一部改正の条例施行